

令和2年10月建設業法施行規則における主な改正の概要

- (1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準について
(第3条及び第7条(法第7条)関係)
経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は
①及び②の要件を満たすものとする。

① 適切な経営能力を有すること

適正な経営能力を有するものとして、**(イ)又は(ロ)のいずれかの体制を有するものであること。**

(イ)常勤役員等のうち一人が(a1)、(a2)又は(a3)のいずれかに該当する者であること。

※常勤役員等：法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいう。以下同じ。

- (a1) 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (a2) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経營業務を管理した経験を有する者
- (a3) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

(ロ)常勤役員等のうち一人が(b1)又は(b2)のいずれかに該当する者であつて、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、(c1)、(c2)及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

- (b1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
 - (b2) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の役員等の経験を有する者
 - (c1) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
 - (c2) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
 - (c3) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運営業務の経験を有する者
- ※(c1)、(c2)、(c3)は一人が複数の経験を兼ねることが可能

② 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること

★ 令和2年10月1日以降の「更新」申請においても、適切な社会保険に加入していない場合は、許可することができませんのでご注意ください。

(趣旨)

経營業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案) 国土交通省

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

①建設業に係る経營業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。

- (1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者**
(従来の「経營業務管理責任者」)

<同一工種> ・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経營業務補佐経験6年

<他工種> ・役員等6年

※ 上記の要件を緩和することについても今後検討

- (2) 建設業の経営に関する経験又は管理職の経験を通算5年以上有している者**

<経験の拡大>

- (3) 建設業以外の業種の経営に関する経験を5年以上有している者**

<対象業種の拡大>

○役員を補助する者の配置

…建設業の経營業務を補佐してきた経験を有する者等を役員を補助者として相応の地位に配置する

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。

(2) 事業承継に係る認可の手続について（新設（法第17条の2）関係）

認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類を添付する。

（譲渡及び譲受け）

- ・譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- ・譲渡人又は譲受人が法人である場合には、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

（合併）

- ・合併の方法及び条件が記載された書類
- ・合併契約書の写し及び合併比率説明書
- ・合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

（分割）

- ・分割の方法及び条件が記載された書類
- ・分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- ・分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思決定を証する書類

(3) 相続に係る認可の手続について（新設（法第17条の3）関係）

認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類を添付する。

- ・申請者と被相続人との続柄を証する書類
- ・申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該建設業を申請者が継続して営むことに対する当該申請者以外の相続人の同意書
- ・相続した者が建設業者として適正な者であることを担保する書類等、その他の添付書類、書類の免除や相続後に提出を求める書面の規定については、承継と同様とする。

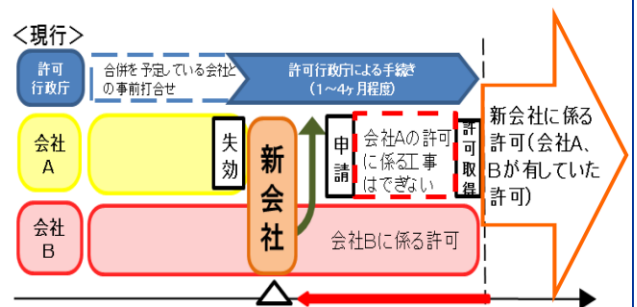
（趣旨）

3. (2) 建設業者の地位の承継について（建設業法第17条の2・3） 国土交通省

【現 状】

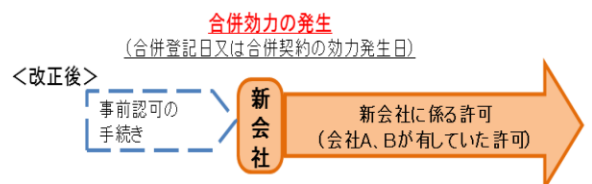
建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



※個人事業主の承継についても同様の規定を整備